

療養費(治療用装具) / 埋葬料・家族埋葬料の請求について

治療上必要な装具を購入した際は療養費を請求することができます

傷病に対し医師が治療上、装具の装着が必要であると認め、業者に作らせ装着した場合で組合員が装具の製作費を支払った場合、組合員の請求に基づき組合員証を使用した時の医療保険に相当する費用を「療養費・家族療養費」として支給します。

対象となる装具

関節用装具、コルセット、サポーター、小児弱視等の治療用眼鏡、四肢のリンパ浮腫治療の為の弾性着衣(着圧30mmHg以上、1度に2着まで)など

対象とならない装具

補聴器、胃下垂帯や脱腸帯、松葉杖、義手や義足等(療養の過程において、その傷病の治療の為に必要と認められる場合は対象となりうる場合があります。)、鎖骨バンド(既製品)、マックスベルト、車いす(電動を含む)、静脈瘤治療用ストッキング、美容の目的で使用されるものなど

注意点

- 医師が治療上必要と認めた装具が対象の為、日常生活等の能率向上を図る為の装具(更生用装具)は支給の対象外です。
- 更新の場合は、前回購入の日から原則として1年(5歳～9歳未満の治療用眼鏡等は2年、弾性着衣は半年)経過後であることを要します。
- 公務災害・通勤災害や第三者行為による受傷については地方公務員災害補償基金等が補償を行う為療養費の請求はできません。

手続

- 療養費請求書(治療用装具)(用紙No.療養1-2)
※医師の証明欄は医療機関の所定の書式(原本)でも結構ですが、「治療の為」に装具装着の必要を認める旨の記載を必要とします。また、小児弱視等治療用眼鏡の請求をされる際は「弱視等治療用眼鏡等作成指示書」(原本)が必要です。
- 支払った事実が確認できる書類として装具の製作所発行の領収書(原本)とその明細書。

埋葬料・家族埋葬料について

「公立共済の組合員証をお持ちの方が死亡した場合、埋葬料の請求ができます」

組合員(任意継続組合員を含む。)、又は被扶養者として認定されている方が死亡した場合、「埋葬料・家族埋葬料」の請求をすると給付金が支給されます。

Q1 どんな場合に請求できるのですか？

A1. 組合員の場合、公務によらず死亡した時、被扶養者の場合、公立共済の被扶養者に認定されている方が死亡した時です。

！注意！ 組合員で資格喪失後、3か月以内に死亡した場合も請求ができます。ただし、死亡するまでの間に他の健康保険等の被保険者となった場合は、新たに加入した健康保険制度からの給付があるため、公立共済からの給付は受けられません。

Q2 請求者は誰ですか？

A2. 組合員が死亡した場合は被扶養者、また被扶養者がいない場合は実際に埋葬を行った方。被扶養者が死亡した場合は、組合員本人です。

Q3 いくら支給されるのですか？

A3. 法定給付として50,000円、附加給付として25,000円、計75,000円が支給されます。ただし、組合員で資格喪失後の死亡の場合、附加給付の25,000円は支給されません。

！注意！ 組合員死亡の場合で、請求者が実際に埋葬を行った場合、附加給付は埋葬に要した費用が法定給付額を超える場合に支給されます。

Q4 どのような書類の提出が必要ですか？

A4. 埋葬料・同附加金請求書に下記の書類を添付の上、所属所経由にてご提出ください。

- ① 埋(火)葬許可証の写し(無い場合は、死亡診断書又は死体検案書の原本)
- ② 支払金口座振替依頼書(組合員本人死亡の場合のみ)
- ③ 埋葬に要した費用の領収書・明細書原本(実際に埋葬を行った方が請求する場合のみ)

！注意！ ③を添付する場合、宛名は請求者のフルネームであることが必要です。

各種手続が重なる時期ですが、埋(火)葬許可証は複数コピーをとることに留意ください。請求の消滅時効は2年間ですので、後日ご請求が可能です



問合せ先 給付貸付課短期給付担当 ☎ 03-5320-6827